

令和8年3月25日

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫 様

鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会
委員長 松村 一善

鳥取市立小・中・義務教育学校における将来の水泳授業 及び学校プールのあり方について（意見）

学校施設の老朽化が全国共通の課題となっている中で、学校プールの老朽化に関しては、更新費用が多額であることや、施設の維持管理等について教職員の負担が大きいという共通認識が全国的に広まっています。現に、鳥取市教育委員会においても、小・中・義務教育学校で「54」の学校プールを有し、そのうちの7割超のプール施設において更新や大規模改修が必要な時期に差し掛かっています。また、老朽化した給排水管やろ過設備の修繕、コンクリートの補修などを繰り返しながら学校プールを維持している状況が続いていますが、施設や設備の劣化・老朽化に比例して、年々、教職員の負担も増しているということもアンケート結果より確認されています。さらに近年では、地球温暖化などの気候変動により、夏場は猛暑日となることで水泳授業の計画的な実施に影響が及ぶなど、課題が山積しているものと思われます。

令和6年7月に設置されました「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」では、学識経験者、学校関係者、保護者代表、行政職員代表で委員を構成し、鳥取市の小・中・義務教育学校における将来の水泳授業が学校プール施設を含めてどのような形であるべきか多角的に調査・検証・協議を重ね、このたび検討委員会としての見解を下記のとおりまとめました。

今後、貴会が学校での水泳授業を進めるに当たっては、本書の内容に留意いただき、水泳授業に関わる全ての者の安全・安心を第一としていただくとともに、児童・生徒が楽しさや喜びを感じながら、適切な環境下で継続的に実施されることを祈念し、意見とします。

記

- 1 水泳は、児童・生徒の身体的な発達を促す教育的な効果が期待されるとともに、水難事故防止等の観点からも有効である。水に親しむ機会が多いこの鳥取という地域性なども考慮し、義務教育課程における水泳は、今後も必要なものとして適切に実施することが望ましい。また、中学校における水泳授業について鳥取市の場合は、前述の他、高等学校においてもプール施設を完備する学校で水泳授業が継続されている状況なども考慮し、当面の間、水泳授業（実技）を継続すべきものとする。
- 2 学校プール施設の現状として、全体のうち78%（そのうち31%は50年超）の施設が大規模改修などの更新時期を迎えている。しかし、近年の建築業界における建築資材の高騰などの要因により、過去の改修実績（H20_南中学校）と比較して建築コストが2倍前後まで膨れ上がり、財政面での懸念がある。避難所としての役割も担う学校施設では、長寿命化改良や特別教室・屋内運動場への空調設備整備など、今後、優先的に対応すべき事業が多岐にわたるため、より計画的な施設整備が求められる。これを受け、更新時期が到来しているという理由で単に大規模改修や改築を選択するのではなく、将来における児童・生徒数の変化や学校再配置の将来ビジョンを踏まえた上で、民間・公営プールの活用や他校プール施設の共同利用等により、既存施設等を最大限活用することを最優先としながら、適切な選択を行うべきものとする。
- 3 鳥取県東部には、学校プールと同規模程度かつ屋内・温水の民間プール施設が複数設置されており、児童を含めて広く一般にサービスを提供するいずれの民間スイミングスクール事業者も学校水泳授業の受入に協力的な姿勢を示しておられる。令和7年度に実施した「水泳授業民間活用モデル事業」においては、アンケート結果から見えてきた課題や民間プールでの利用制約もあるが、児童・生徒、保護者、教職員ともに肯定的な意見が大多数であった。安全・安心な環境での授業実施に加え、計画的な授業実施、教職員の負担軽減の観点からも民間プールの活用は非常に有効である。民間プールにおける学校水泳授業の実効性を担保するため、事業のブラッシュアップとスケールアップにより、令和8年度においてもモデル事業を継続することが望ましい。
- 4 近隣に民間プールが設置されていない学校については、移動時間だけで授業1コマ分以上の時間を要してしまい、また、児童・生徒数が多い学校は、移送面や受入側のキャパシティなどに課題があり、全校の民間プール移行の実現性は低い。検討委員会は、持続可能な水泳授業の実施に最適と思われる方向性として、
 - ① 学校プールの維持（児童・生徒数が多い学校、中山間地域にある一部の学校）
 - ② 公営プールの活用（近隣に公営プールが設置されている学校）
 - ③ 民間プールへの移行（児童・生徒数が小・中規模の学校）

の3つを組み合わせた形(=鳥取市方式)で展開されることが望ましいものとする。鳥取市方式での実施にあたっては、市独自に設定した「水泳指標」のもとで計画的かつ年次的な取り組みとされたい。なお、学校プールの維持においては、鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針に基づく学校再配置（統合・編入等）の検討・議論の加速が必要不可欠となることを申し添える。

- 5 上記4での展開において生じる学校間の差を是正するため、学校プールを維持する場合は、プール清掃の業務委託、インストラクターの派遣、大規模改修等の早期検討など、より良い学習環境の充実に努めること。
- 6 鳥取市方式での水泳授業の展開により、教育委員会事務局内の事務量が増加することが予想される。特に民間プールの利用調整や貸切バスの手配などにあたっては、事務局がコントロールタワーという重要な役割を担うことから、体制の構築やシステム化を進めることが望ましい。
- 7 民間プールの活用を図る場合の委託料（移送経費を除く）について、令和11年度までを目途に、児童・生徒1人当たりとするのか、授業1回当たりとするのか、さらには単価を統一するのか、行政及び民間スイミングスクール事業者の両者にとって持続できる条件で調整していくことが望ましい。また、機会を見て保護者負担などの研究も進められたい。
- 8 水泳授業の実施では、鳥取市方式いずれの取組であっても、あってはならない事故や事態等を未然に防ぎ、「安全」「安心」を徹底されたい。

以上

鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会

委員長	松村	一善
委員	濱橋	寿一
委員	久住	茂
委員	安田	陽一
委員	中西	広隆
副委員長	徳高	雄一郎
委員	浜田	哲弘
委員	福井	一朗